

(別紙)

市町村連合(仮称)等の創設について

平成15年2月28日
全 国 町 村 会

市町村連合(仮称)について

1. 団体の性格

市町村が規約によって設立することができる特別地方公共団体とする。

2. 組織

(1)連合の長

・構成市町村の住民(選挙人)の投票により直接選挙する。

(2)連合の議会

・選任方法、定数等は規約で定める。

3. 事務事業

- ・連合が実施処理する事務事業の種類や範囲は、連合議会で決定する。
- ・国や都道府県等から事務権限を直接受けることができることとする。

4. 財政

- ・必要な経費は構成市町村の負担金や国等の補助金などでまかなうこととし、負担方法等は連合議会で決定する。
- ・一定の課税権を認めることを検討する。

地域自治組織について

1. 性格

市町村内部の一定の地域を単位とする任意的な自治組織とする。

2. 組織

地域の単位(旧町村、小学校区など)、組織の編成、権能、運営方法等は、各市町村の条例に委ねる。